

県南広域振興局長告示第162号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1（1） 名称 花巻市戸塚森森林公園鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成21年県南広域振興局長告示第154号）による変更後の戸塚森森林公園鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 2（1） 名称 焼石連峰鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成21年県南広域振興局長告示第154号）による変更後の焼石連峰鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局及び総合支局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。